

京都市告示第 473 号

児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づき、要保護児童対策地域協議会を、次のとおり設置しました。

平成22年3月19日

京都市長 門川大作

1 要保護児童対策地域協議会の名称

深草支所要保護児童対策地域協議会

2 要保護児童対策調整機関の名称

京都市伏見区役所深草支所福祉部支援保護課（子ども支援センター）

3 要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等の名称及び児童福祉

法第25条の5各号の該当する号

名 称	児童福祉法第25条の5各号の該当する号
京都市児童福祉センター	第1号
京都市深草支所福祉部	第1号
京都市深草支所健康づくり推進室	第1号
京都市児童療育センター	第1号
京都府伏見警察署	第1号
京都市立砂川保育所	第1号
京都市立深草幼稚園	第1号
京都市立稻荷小学校	第1号
京都市立砂川小学校	第1号
京都市立深草小学校	第1号
京都市立藤ノ森小学校	第1号
京都市立藤城小学校	第1号

名 称	児童福祉法第25条の5 各号の該当する号
京都市立深草中学校	第1号
京都市立藤森中学校	第1号
稲荷保育園	第2号
深草保育園	第2号
うづら保育園	第2号
西福寺幼児園	第2号
墨染保育園	第2号
砂川幼稚園	第2号
青風幼稚園	第2号
ふかくさ輝っず児童館	第2号
京都市立呉竹総合支援学校	第2号
京都市立桃陽総合支援学校	第2号
社団法人伏見医師会	第2号
社会福祉法人京都市伏見区社会福祉協議会	第2号
社会福祉法人 京都総合福祉福祉協会 京都市児童療育センター きらきら園	第2号
うずらの里児童館	第3号
京都市深草児童館	第3号
京都市伏見区稲荷学区民生児童委員協議会	第3号
京都市伏見区砂川学区民生児童委員協議会	第3号
京都市伏見区深草学区民生児童委員協議会	第3号
京都市伏見区藤ノ森学区民生児童委員協議 会	第3号
京都市伏見区藤城学区民生児童委員協議会	第3号

名 称	児童福祉法第25条の5 各号の該当する号
京都市長が指定する者	第3号

(京都市伏見区役所深草支所福祉部支援保護課)